

議案第8号

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例

佐倉市都市公園条例（昭和47年佐倉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「許可」の次に「(佐倉ふるさと広場における許可を除く。)」を加える。

第16条の2中「有料施設設置公園」という。)の次に「及び佐倉ふるさと広場」を、「に有料施設設置公園」の次に「及び佐倉ふるさと広場」を加える。

第16条の3中「指定管理者」の次に「(佐倉ふるさと広場の指定管理者を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 佐倉ふるさと広場の指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 佐倉ふるさと広場の維持管理に関すること。
- (2) 佐倉ふるさと広場における行為の許可に関すること。
- (3) 佐倉ふるさと広場における法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物の占用の許可に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

第16条の5の見出し中「有料施設」を「施設等」に改め、同条第2項中「第15条」を「指定管理者が管理する有料施設及び佐倉ふるさと広場について第15条」に改め、「指定管理者が管理する有料施設に」を削り、「第6条の3第1項」を「第3条第1項若しくは第3項又は第6条の3第1項」に、「有料施設」を「公園（佐倉ふるさと広場以外の公園にあつては、有料施設）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第6条の3の規定を」を削り、「有料施設に」の次に「について第6条の3の規定を」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

佐倉ふるさと広場について第3条の規定を適用する場合においては、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第16条の6第1項中「の使用者」を「を使用し、又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けて佐倉ふるさと広場を使用しようとする者」に改め、同条第2項中「利用料金」を「有料施設設置公園の有料施設の利用料金」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第3条第1項又は第3項の許可を受けて使用する佐倉ふるさと広場の利用料金は、別表第1の2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

別表第1の2中「第10条」の次に「、第16条の6」を加える。

別表第3法第7条第1号に掲げる工作物の項中「法第7条第1号」を「法第7条第1項第1号」に改め、同表法第7条第2号に掲げる工作物の項中「法第7条第2号」を「法第7条第1項第2号」に改め、同表法第7条第3号及び政令第12条第2項第2号に掲げる工作物の項中「法第7条第3号」を「法第7条第1項第3号」に改め、同表法第7条第4号に掲げる工作物の項中「法第7条第4号」を「法第7条第1項第4号」に改め、同表法第7条第6号に掲げる工作物の項中「法第7条第6号」を「法第7条第1項第6号」に改め、同項の次に次のように加える。

政令第12条第1項第2号に掲げる物件又は施設	表示面積1平方メートルにつき 1年	2,200円
------------------------	-------------------	--------

別表第3中備考8を備考9とし、備考7を備考8とし、備考6を備考7とし、備考5を備考6とする。

別表第3備考4中「占用面積」の前に「表示面積、」を加え、同表備考4を同

表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和11年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市都市公園条例の規定により市長がした許可その他の行為及び市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の利用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の佐倉市都市公園条例の相当規定によって指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。